

平成 27 年度

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書（抜粋要約版）

点検・評価の概要（報告書 1、2 頁）

- 根拠：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条（平成 20 年 4 月 1 日施行）
- 点検・評価の内容
 - ・平成 27 年度 佐賀県教育委員会の運営状況
 - ・「平成 27 年度 佐賀県教育の基本方針」に基づく取組実績
- 点検・評価の方法
 - ・教育委員会の運営状況及び施策・事業の取組実績等を取りまとめ、自己評価を行った後、点検・評価の方法や結果について、教育に関する有識者 5 名の方から意見聴取（外部評価）

「佐賀県教育委員会の運営状況」に関する点検・評価

平成 27 年度における主な取組とその成果

- 教育委員会会議を公開し、会議の概要、会議資料及び詳細な議事録をホームページに掲載し、本庁及び各総合庁舎では「情報提供窓口」で閲覧できるようにするなど、透明性の確保に努めた。（報告書 6 頁）
- 佐賀県教育委員会・市町教育委員会協働会議や旧教育事務所の管轄単位での県・市町教育長地区別意見交換会を開催するなど、市町教育委員会との意思疎通を図った。（報告書 6 頁）
- 中学校第 1 学年における小規模学級又はチームティーチングの選択制導入校等を訪問するなど、県内各地の学校を訪問し、授業参観や意見交換を行った。（報告書 6 頁）

<平成 27 年度実績評価（外部評価）>

- 教育委員会会議については、傍聴者の数を増やす工夫を考えるなど、透明性の確保に更に努める必要がある。（報告書 8 頁）
- 26 年度と比べると「委員の活動」回数が減っている。減った理由はあるだろうが、26 年度については評価をしていたところなので、検討をお願いしたい。（報告書 8 頁）

基本方針Ⅰ 確かな学力を育む教育の推進

ア 平成 27 年度における主な取組とその成果

- 平成 27 年度全国学力・学習状況調査について、各学校での採点結果を集計・分析し、市町教育委員会や各学校へ速やかに情報提供を実施した。（報告書 11 頁）
- 学力向上の取組が十分進展していない地域の県内市町立小・中学校に学力向上推進教員を 5 人配置したり、学力向上フォーラムを開催するなど、学力向上を図った。（報告書 13, 14 頁）
- 小学校低学年（第 2 学年）における小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制により教員を 23 校へ加配し、中学校第 1 学年における小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制により、教員を 23 校へ加配するなど、学習環境の整備・充実を図った。（報告書 19 頁）

イ 課題・問題点

- 調査の分析や結果の活用について、教育センターへ所外援助を要請する学校が 80 校あり、できる限り依頼に対応したが、優先順位を決めて対応している状況である。（報告書 11 頁）
- 依然として家庭における学習習慣の定着が不十分であるため、県 P T A 連合会に加え、知事部局関係課と連携・協力する必要がある。（報告書 15 頁）
- 小学校低学年（第 2 学年）は、学習習慣や学習規律の定着を図る上で重要な時期である。また、小学校から中学校へ移行する時期は、生徒にとっては生活環境・学習環境の劇的な変化の時であるため、教師はきめ細か

な指導を行う必要がある。（報告書 19 頁）

＜平成 27 年度実績評価（外部評価）＞

- 教育センターの所外援助については、学校レベルで分析できる教員を増やすよう、教育センターでの対応数について何らかの措置を考えないといけない。（報告書 24 頁）
- 家庭学習改善のため、学力向上フォーラムを開催しているが、参加者は家庭学習に取り組んでいる家庭が多いと思うので、その他の家庭にも足を運んでもらえるように更なる工夫をお願いしたい。（報告書 24 頁）
- 小学校低学年では教員が小規模学級又はティームティーチングによる加配のされたすべての学校で小規模学級を選択している現状をどう考えるか。（報告書 24 頁）

基本方針Ⅱ 豊かな心を育む教育の推進

ア 平成 27 年度における主な取組とその成果

- 小・中・高等学校及び特別支援学校の 12 年間を通して、ふるさと佐賀に対し誇りと自信を持つ人材の育成を図るため、佐賀の歴史や文化、人物などを学ぶ教育を推進した。（報告書 31 頁）
- 不登校への対応が特に課題となっている中学校 14 校を不登校対策推進校に指定。また、不登校の生徒数が多い中学校 15 校にスクールカウンセラーを重点配置（配置時間数を増加）した。（報告書 33 頁）
- いじめの早期発見・早期対応のためのアンケート実施や、各教育事務所・支所に計 4 人の生徒指導支援員を配置するなど、いじめ問題の未然防止や早期解決につなげた。（報告書 35 頁）

イ 課題・問題点

- 児童生徒がふるさと佐賀に対する理解を深め、誇りが持てるよう、ふるさと佐賀を誇りに思う教育の機運の醸成に向けた取組の充実を図る必要がある。（報告書 31 頁）
- 平成 27 年度の不登校児童生徒数は、小・中・高等学校ともに増加し、特に小・中学校においては 3 年連続増えており、不登校児童生徒の個々の状況に応じた段階的支援の整備を図っていく必要がある。（報告書 33 頁）
- 暴力行為をはじめとする問題行動への対応については、事案の状況や背景等について調査・分析を行うとともに、児童生徒一人ひとりに対するしっかりとした理解に基づく指導に努める必要がある。（報告書 36 頁）

＜平成 27 年度実績評価（外部評価）＞

- 佐賀を離れた若者が佐賀のことについて答えられないという現状で、佐賀の歴史などを学ぶことは大事なことである。また、子ども達だけでなく、親子で佐賀について学べる手立てを考えてほしい。（報告書 37 頁）
- 不登校生徒数が増加していることは気がかりであり、対策を講じないといけない。（報告書 37 頁）
- スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについては、学校によって人材にバラつきがあると聞くので、質の確保に努めてもらいたい。（報告書 37 頁）

基本方針Ⅲ 健やかな体を育む教育の推進

ア 平成 27 年度における主な取組とその成果

- 小学生を対象としたウェブランキングシステムによる運動（名称：スポーツチャレンジ）を推進して児童が楽しく運動する機会を提供し、その結果をもとに県教育長表彰を行うなどの取組をした。（報告書 40 頁）
- 県内小学校 2 校を体づくり運動、中学校 5 校を武道及びダンスの研究実践校とし、指導力向上や地域の指導者との連携等を通じた体育授業の充実を図ったり、運動部活動の充実・改善のために、運動部活動指導者講習会を実施した。（報告書 41,42 頁）
- 性に関する指導に造詣の深い講師を学校に派遣して生徒・保護者・教職員対象の研修会や講演会を開催したり、各学校の学校保健計画に性に関する指導・取組を明確に位置付けて実践するよう指導を行った。（報告書 44 頁）

イ 課題・問題点

- 運動・スポーツをする子どもとしない子どもの二極化や、体力そのものを高める取組、運動の習慣化、食生活を含めた生活習慣を改善する必要がある。（報告書 40 頁）
- 学習指導要領に対応するための環境整備や教材研究を進める一方で、新しい指導法の在り方について研究を深める必要がある。（報告書 41 頁）
- 本県の 10 代人工妊娠中絶率がワースト上位を推移していることや、男女が互いを尊重し、命を大切にする意識の涵養を図る上からも、学校、地域、関係機関が一体となった取組を継続する必要がある。（報告書 44 頁）

<平成 27 年度実績評価（外部評価）>

- 小学生を対象としたスポーツチャレンジは、子ども達が運動するきっかけになっていると聞く。楽しく運動するという大きな成果につながっていると思うので、是非継続してもらいたい。（報告書 46 頁）
- 2023 年に佐賀国体が行われるが、学校体育や運動部活動の推進を謳っているので、運動できるような取組があれば、生徒の学校生活の中でも有益なものになるのではないかと。（報告書 46 頁）
- 人工妊娠中絶率や若年出産が高いことについては、自分の体を大切にしてほしいとっと早い時期から伝えていってもらいたい。（報告書 46 頁）

基本方針Ⅳ 時代のニーズに対応した教育の推進

ア 平成 27 年度における主な取組とその成果

- 中・高生を対象とした海外研修旅行及び高校生を対象とした海外留学に対する助成を行ったり、留学経験者の体験談や留学制度等の説明を行う場を設けることで、生徒や保護者の海外留学への関心を高めた。（報告書 52 頁）
- 「新実施計画（第 1 次）」に基づき、再編の組合せごと（5 地区）に設置した新高校設置準備委員会で、新高校の学科構成や教育内容、施設・設備等について検討した。（報告書 57 頁）
- 「佐賀県特別支援教育第三次推進プラン」を策定し、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加の一層の促進を目指し、大和特別支援学校の整備やスクールバスの在り方などについて検討した。（報告書 60 頁）

イ 課題・問題点

- 海外留学等を希望する生徒・保護者の経済的負担の軽減や、生徒の語学力の向上のための取組等を進めていくとともに、必要な情報が不足している生徒・保護者に、きめ細かな情報提供を行う。（報告書 52,53 頁）
- 教育の質の充実を図り、魅力と活力のある高等学校となるよう学校や地元関係者と協議しながら、それぞれの新高校再編整備実施計画を策定する必要がある。（報告書 57 頁）
- 知的障害のある児童生徒の増加へ対応するため、教育環境の整備や通学支援の在り方について引き続き検討を行い、特別支援学校への通学負担の一層の軽減を図る必要がある。（報告書 60 頁）

<平成 27 年度実績評価（外部評価）>

- 生徒の海外留学については、外の世界に目を向けてもらうためにも、支援を広げていってもらいたい。一方で、海外という環境に対応できるコミュニケーション能力を付けてもらいたい。（報告書 64 頁）
- 高校再編について、統廃合は縮小・委縮といったマイナスの印象を持ってしまうので、再編校の教員が再編をきっかけとした良い高校づくりをやってくることが大切である。（報告書 64 頁）
- 特別支援学校のスクールバスについては、以前から地域で課題にあがっていたので、関係者会議の設置は良いことである。現状を把握し、行政・地域がもっと連携していくことが大切である。（報告書 64 頁）

基本方針Ⅴ 教育活動を支える環境の整備

ア 平成 27 年度における主な取組とその成果

- 小学校特別選考を拡充し、英語に加え、新たに算数、理科を追加する改善や、教員志望の学生に、様々な教

育活動に携わる「教育ボランティア活動」を推進するなど、教職員の確保に対する取組を行った。（報告書 67 頁）

- 平成 28 年度から新たな人事評価制度を導入するため、平成 27 年 10 月～12 月に 16 校を対象に人事評価制度の試行を行い、その結果と反省点を平成 28 年度の本格実施に役立てた。（報告書 68 頁）
- すべての専門高校 16 校と総合学科 4 校、就職希望者の多い普通科 3 校、計 23 校に 1 人ずつ、また、総括業務として学校教育課内に 1 人の合計 24 人の就職支援員を配置した。（報告書 78 頁）

イ 課題・問題点

- 今後の大量退職の時期を迎えるに当たり、計画的な教職員の確保の必要がある。（報告書 67 頁）
- 新たな人事評価制度については、より効率的な制度にしていくため、引き続き改善を図っていくことが必要である。（報告書 68 頁）
- 産業別求人への偏り、原油価格や為替・株式相場の変動など雇用情勢は依然として見通しが不透明であり、引き続き生徒の就職支援に学校を挙げて取り組んでいく必要がある。（報告書 78,79 頁）

<平成 27 年度実績評価（外部評価）>

- 採用試験について受験者倍率が下がっているが、質を担保するためには一定の倍率は必要である。中長期的に考えて人材を採用してもらえればと思う。（報告書 80 頁）
- 人事評価をしたとき、教職員は自己評価がマイナスになりがちであるので、中長期的に教職員が実力を発揮していけるように養成と採用研修を一体で進められないかと思う。（報告書 80 頁）
- 就職内定率については良い一方、全国的に 3 年以内の離職率が高い数値となっている。就職後の追跡調査が可能なら、調査データを活用して佐賀県に若者を引き戻せるような対策を考えてほしい。（報告書 80 頁）

基本方針Ⅵ 文化財の保護

ア 平成 27 年度における主な取組とその成果

- 開発事業の計画や進捗状況を把握し、協議を行うなど、開発担当部局等と連携しながら文化財の調査・保存に取り組んだ。（報告書 83 頁）
- 三重津海軍所跡を含む 23 の資産から構成される「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の世界遺産に登録へ向けて内閣官房や佐賀市などと連携しながら、関係部局との連絡・調整を行い、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」として世界遺産に登録された。（報告書 84 頁）
- 新たに 2 件が国・県指定の文化財、1 件が登録有形文化財の答申を受け、伝統文化の継承に寄与した。（報告書 86 頁）

イ 課題・問題点

- 開発担当部局との連絡調整システムをより効果的なものとするとともに、文化財の保護について、より一層周知を図る必要がある。（報告書 83 頁）
- 世界遺産へ登録された三重津海軍所跡をこれまで以上に適切に保全し、後世に残していく必要がある。（報告書 84 頁）
- 少子高齢化の急速な進展によって、次世代の文化の担い手不足が懸念されており、伝統文化の継承が難しくなっている。（報告書 86 頁）

<平成 27 年度実績評価（外部評価）>

- 個人所有の文化財については維持管理費が所有者の大きな負担となっている。後世に伝えていくためにも、維持管理費用についての補助など柔軟に対応してもらいたい。（報告書 88 頁）
- 伝統文化の継承について、中山間地域では中々子どもがおらず、既に継承が難しい状況になっているので、県だけではなく、地域と共に考えていく必要性を感じている。（報告書 88 頁）